

# 大規模災害に対応した公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書

東日本大震災などの大規模地震や豪雨等の非常災害時において、被災した自治体へ他の自治体から派遣された教職員は、被災児童及び生徒の心のケアや学習の遅れに対する個別指導など様々な役割を果たし、現地の学校現場における復旧支援に大きく貢献してきた。

しかしながら、今般の大震災では、派遣教職員の確保に当たり、他の行政部門の職員に比べ、派遣自治体及び被災自治体間における職種面や人数面でのミスマッチ、教職員の派遣に係る費用負担の在り方などについての問題が浮き彫りになっている。

こうした事態について、平成23年8月4日付けで宮城県知事等が内閣総理大臣に対し、大規模災害が発生した場合に備え、被災地に応援派遣する教職員をあらかじめ登録しておく仕組みや派遣の際の統一的な費用負担などのルールを設けることを要望するなど、被災地を中心に、大規模災害時における教職員の応援体制の整備を求める声が高まっている。

よって、国におかれては、被災した自治体に対して全国の自治体から迅速かつ適切な教職員派遣を進めるため、次の事項を踏まえ、大規模災害に対応した公立学校教職員派遣制度を創設されるよう強く要望するものである。

- 1 東日本大震災で明らかになった教職員派遣に関する諸課題について、過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。
- 2 地方自治体からの派遣教職員情報をデータベース化し、被災地との需給の調整などを行うことができるようにすること。
- 3 制度の設計に当たっては、大規模災害時における教職員派遣に関する課題が克服されるよう、費用負担の在り方を明確にするとともに、被災地の実情に配慮したものにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月6日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
文部科学大臣